

平成 20 年

第 3 回市議会定例会 議案第 14 号

函館市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

函館市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 20 年 9 月 8 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

函館市認可地縁団体印鑑条例（平成 5 年函館市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 1 号および第 2 号を次のように改める。

- (1) 民事保全法（平成元年法律第 91 号）第 23 条第 2 項に規定する  
仮処分命令により選任された代表者の職務を代行する者
- (2) 法第 260 条の 9 に規定する仮代表者

第 2 条第 3 号中「民法第 57 条」を「法第 260 条の 10」に改め、同条第 4 号中「民法第 74 条」を「法第 260 条の 24 または第 260 条の 25」に改める。

第 6 条第 4 号中「事務所」を「主たる事務所」に改める。

第 9 条第 1 項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

- (3) 認可地縁団体が法第 260 条の 20 の規定により解散したとき。

附 則

この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

( 提案理由 )

地方自治法および民法の一部改正に伴い規定を整備するため